

資格制度概要



RCCM
シビルコンサルティングマネージャー

一般社団法人 建設コンサルタンツ協会
RCCM 資格制度事務局

シビル コンサルティング マネージャ (RCCM) 資格制度概要

目 次

1. 背景と目的	1
2. 役割と技術力	1
3. 活用	1
4. 試験及び登録	3
5. 登録更新	5

表紙写真◆「発電インフラ」撮影：上杉 裕昭

＜一般社団法人 建設コンサルタンツ協会主催「第14回建コンフォト大賞」 特別賞作品＞

1. 背景と目的

平成3年度に建設省（現・国土交通省）の重点施策として、高度で良質な社会資本を整備するための建設コンサルタント業務実施において、「技術水準の確保」、「責任技術者の確保」等の課題から、同業務に係る管理技術者や責任技術者の育成と技術力を客観的且つ、的確に評価できる資格の創設が急務でありました。

このような背景から、建設コンサルタント等業務に係わる責任ある技術者として、管理あるいは照査の責任者となる「シビル コンサルティング マネージャ（Registered Civil Engineering Consulting Manager, 以下「RCCM」という）。」は、建設コンサルタント等業務の円滑かつ的確な実施に資するとともに、優秀な技術者が積極的に活用されることによって、建設コンサルタントの技術力の向上が図られることを期すことを目的に創設されたものであります。

そして、平成7年9月の「公共土木設計業務等標準委託契約約款」および同「共通仕様書」の改訂に伴い、RCCMが「管理技術者」および「照査技術者」として明確に位置づけられ、平成22年にはRCCM資格制度が改定され、国土交通省に建設コンサルタント登録した会社に勤務していることが要件から外され、指導を受ける「技術管理者」または「技術士」が不要となり、現在は任意に登録申請が行える資格となりました。

2. 役割と技術力

「RCCM」の役割は、設計業務共通仕様書等（国土交通省等）において規定されている管理技術者、照査技術者又は業務担当者として、業務の適正な執行を管理、業務成果の照査、および業務に関する技術上の事項の処理の任にあたるものです。

「RCCM」に要求される能力は、設計業務の特質を理解し円滑、適正に業務を進めるための技術管理能力と当該専門分野の技術力であります。

したがって、「RCCM」には継続的に自己研鑽に励み、自らの能力を維持向上させる責務があることから、平成22年度より「RCCM」資格を更新[※]する際にはCPD（継続教育）制度を活用して所定のCPD単位を取得することが義務付けられております。

※「有効期限切れ後の登録」「合格後4年経過後の登録」の際も同様

3. 活用

RCCM資格の活用は、筆記試験に合格し、さらに登録することによってシビル コンサルティング マネージャの称号を付与されることが必須となります。

また、試験の実施、認定、登録は、これらの公正な運用を確保するため、学識経験者及び発注機関の代表者で構成される「RCCM資格制度管理委員会」の審議に基づき一般社団法人 建設コンサルタント協会が実施いたします。

国土交通省では、老朽化する社会資本ストックの維持管理・更新や技術者の減少等、社会資本の品質の確保に関する課題に的確に対応していくため、その担い手を中長期的に育成し、将来にわたり確保することを目的に、点検、診断、設計等の業務内容に応じた必要な知識・技術を明確化し、それを満たす技術者資格を登録する「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」を制定しております。

この規程は、公共工事に関する調査及び設計等に関して、その業務の内容に応じて必要となる知識・技術を有する者の技術者資格を国土交通大臣が評価・登録することによって、品質確保と技術者の育成及び活用の促進を図ることを目的としており、以下に示すRCCMの専門技術部門が登録されております。

登録番号	登録されたRCCMの専門技術部門	対象とする施設分野	対象とする業務	知識・技術を求める者
品確技資第1号	河川、砂防及び海岸・海洋	砂防設備	点検及び診断	管理技術者
品確技資第2号	河川、砂防及び海岸・海洋	地すべり防止施設	点検及び診断	管理技術者
品確技資第4号	河川、砂防及び海岸・海洋	急傾斜地崩壊防止施設	点検及び診断	管理技術者
品確技資第6号	河川、砂防及び海岸・海洋	海岸堤防等	点検及び診断	管理技術者
品確技資第10号	鋼構造及びコンクリート	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者
品確技資第20号	鋼構造及びコンクリート	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者
品確技資第26号	鋼構造及びコンクリート	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者
品確技資第37号	鋼構造及びコンクリート	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者
品確技資第42号	トンネル	トンネル	点検	担当技術者
品確技資第46号	トンネル	トンネル	診断	担当技術者
品確技資第51号	機械	土木機械設備	診断	管理技術者
品確技資第105号	地質	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者
品確技資第106号	土質及び基礎	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者
品確技資第109号	建設環境	建設環境	調査	管理技術者
品確技資第111号	電気電子	電気施設・通信施設・制御処理システム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
品確技資第112号	機械	建設機械	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
品確技資第113号	機械	土木機械設備	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
品確技資第114号	都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
品確技資第116号	造園	都市公園等	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
品確技資第117号	河川、砂防及び海岸・海洋	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
品確技資第119号	下水道	下水道	計画・調査・設計	管理技術者
品確技資第120号	河川、砂防及び海岸・海洋	砂防	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
品確技資第122号	河川、砂防及び海岸・海洋	地すべり対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
品確技資第124号	河川、砂防及び海岸・海洋	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
品確技資第127号	河川、砂防及び海岸・海洋	海岸	調査	管理技術者・照査技術者
品確技資第131号	河川、砂防及び海岸・海洋	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
品確技資第139号	道路	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
品確技資第142号	鋼構造及びコンクリート	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
品確技資第143号	土質及び基礎	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
品確技資第145号	トンネル	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
品確技資第147号	港湾及び空港	港湾	計画・調査(全般)	管理技術者・照査技術者
品確技資第159号	港湾及び空港	港湾	設計	管理技術者・照査技術者
品確技資第161号	港湾及び空港	空港	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
品確技資第213号	河川、砂防及び海岸・海洋	堤防・河道	点検・診断	管理技術者
品確技資第215号	河川、砂防及び海岸・海洋	堤防・河道	点検・診断	担当技術者
品確技資第233号	道路	舗装	点検	担当技術者
品確技資第237号	道路	舗装	診断	担当技術者
品確技資第241号	施工計画、施工設備及び積算	小規模附属物	点検	担当技術者
品確技資第244号	施工計画、施工設備及び積算	小規模附属物	診断	担当技術者
品確技資第245号	港湾及び空港	港湾施設	点検・診断	管理技術者
品確技資第246号	港湾及び空港	港湾施設	計画策定(維持管理)	管理技術者
品確技資第247号	港湾及び空港	港湾施設	設計(維持管理)	管理技術者
品確技資第268号	道路	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者
品確技資第269号	地質	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者
品確技資第270号	土質及び基礎	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者
品確技資第271号	施工計画、施工設備及び積算	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者
品確技資第275号	道路	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者
品確技資第276号	地質	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者
品確技資第277号	土質及び基礎	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者
品確技資第280号	道路	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者
品確技資第281号	鋼構造及びコンクリート	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者
品確技資第284号	道路	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者
品確技資第285号	鋼構造及びコンクリート	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者
品確技資第397号	上水道及び工業用水道	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者

4. 試験及び登録

(1) R C C M受験資格

R C C M資格試験を受けることができる人は、受験者の業務経歴において建設事業の計画、調査、立案、助言及び建設工事の設計、管理の業務（以下、建設コンサルタント等業務という）に従事又はこれを管理した期間の合計年数が次のいずれかに該当する人であります。

- ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院修了者(博士課程／博士課程後期)にあつては、建設コンサルタント等業務について2年以上の実務経験を有する者。また、大学院修了者(修士課程／博士課程前期)にあつては、建設コンサルタント等業務について5年以上の実務経験を有する者。
- ② 同学校教育法による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について7年以上の実務経験を有する者。
- ③ 同学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について9年以上の実務経験を有する者。
- ④ 同学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について11年以上の実務経験を有する者。
- ⑤ 同学校教育法による中学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について14年以上の実務経験を有する者。

(2) 試験科目

R C C M試験では、表－1の中から、あらかじめ受験者の方に1つの部門を専門技術部門として選択していただきます。

試験は、①自己の専門技術分野の業務経験 ②業務関連法制度、建設一般の知識、技術者倫理等 ③管理技術力 ④土木関連の基礎的共通技術知識と受験する専門技術部門の専門技術知識から成る試験によって行われます。

(3) 試験日及び合格発表

試験は9～10月にCBT(Computer Based Testingの略称で、コンピュータを利用した試験方式です。キーボード、マウスを利用して解答します。)で行い、合格発表は翌年の3月1日頃となります。

(4) 登録

「R C C M資格試験」に合格した者が、「シビル コンサルティング マネージャ」の称号を得てこれを活用するためには、一般社団法人 建設コンサルタンツ協会に備える「R C C M登録システム」に登録し、「登録証」の交付を受ける必要があります。

その場合の基本登録要件は、次の各項によるものとします。

- ① 「R C C M資格試験」に合格していること。
- ② 登録前2年の間に、R C C Mとしてふさわしくない不正等の行為を行ったことがないこと。
- ③ また、「R C C M資格試験」合格後4年以上経った者が、更新や新規の登録を行う場合は、所定のC P D単位数の取得とR C C M登録更新講習を受講していること。

表－１ 専 門 技 術 部 門 の 内 容

専門技術部門名	部 門 の 内 容
1. 河 川、砂 防及び 海 岸・海 洋	治水水利水計画、ダム、河川改修、河川構造物、河川砂防その他の河川に関する事項 地すべり防止に関する事項 急傾斜地崩壊防止に関する事項 海岸保全計画、海岸砂防、海岸堤防及び護岸その他の海岸・海洋に関する事項
2. 港 湾 及 び 空 港	港湾計画、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、水域、浚渫その他の港湾に関する事項 空港計画、滑走路、誘導路その他の空港に関する事項
3. 電 力 土 木	電源開発計画、ダム、水路構造物（水路、沈砂池、水槽、水圧管路、門扉等）、送 変電施設、取放水施設、冷却水施設、洞道その他の電力土木に関する事項
4. 道 路	道路計画、道路構築、道路構造物、道路付帯設備その他の道路に関する事項
5. 鉄 道	鉄道計画、線路、鉄道構造物、停車場、モノレール鉄道、鋼索鉄道その他の鉄道 に関する事項
6. 上 水 道 及 び 工 業 用 水 道	上水道計画、工業用水道計画、取水、導水、送配水、浄水、水処理、さく井その 他の上水道及び工業用水道に関する事項
7. 下 水 道	下水道計画、下水渠、下水処理、廃水処理その他の下水道に関する事項
8. 農 業 土 木	かんがい排水、圃場整備、農村整備、農用地開発、干拓、農地保全その他の農業 土木に関する事項
9. 森 林 土 木	治山、林道、森林環境保全その他の森林土木に関する事項
10. 造 園	都市及び地方計画で造園部門に関する事項
11. 都 市 計 画 及 び 地 方 計 画	都市構成、土地利用、都市交通施設、公園緑地、区画整理その他の都市及び地方 計画に関する事項
12. 地 質	土木地質（線路、ダム、トンネル、基礎地盤等）、鉱山地質、防災地質、水理地質、 地熱及び温泉その他の応用地質に関する事項 物理探査、科学探査、試すいその他の探査技術に関する事項
13. 土 質 及 び 基 礎	土質並びに土構造物及び基礎に関する事項
14. 鋼 構 造 及 び コ ン ク リ ート	鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート構造、セメント製品その他の鋼 構造及びコンクリートに関する事項
15. ト ン ネ ル	トンネル計画、換気、潜函工法、シールド工法、沈埋工法その他のトンネルに関 する事項
16. 施 工 計 画、 施 工 設 備 及 び 積 算	施工計画、施工管理、施工設備、施工機械その他の施工に関する事項 施工方法、仮設計画及び工程計画に基づいた積算及び工事原価管理に関する事項
17. 建 設 環 境	建設事業における自然環境及び生活環境の保全及び創出並びに環境影響評価に関 する事項
18. 機 械	ポンプ、圧縮機、送風機その他の流動機械に関する事項 土工機械、コンクリート機械、舗装機械、作業船、削岩機、破碎機、コールカッタ、 選炭機、クレーン、コンベヤ、エレベータ、フォークリフト、索道その他の建設、 鉱山、荷役及び運搬機械に関する事項
19. 水 産 土 木	漁場計画、漁港構造物、沿岸漁場計画、沿岸漁場構造物その他の水産土木に関す る事項
20. 電 気 電 子	道路、河川、下水道等の各事業における電気電子に関する調査、企画、立案、工 事の設計、管理等に関する事項
21. 廃 棄 物	廃棄物処理計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価もしくは助言又は廃棄 物処理施設に関する工事の設計・処理その他の廃棄物に関する事項
22. 建 設 情 報	道路、河川、下水道等の各事業における情報システム・ネットワークシステムに 関する調査、企画、立案、システム設計、管理などに関する事項

5. 登録更新

RCCMに登録された技術者は、技術の進歩、向上に対応した知識、技術力の維持を目的として、4年毎に登録更新のためのRCCM登録更新講習を受講する必要があります。

また、平成22年度より「CPD制度」の活用に伴い、「RCCM資格試験」合格後4年以上経った技術者が、RCCM登録を行う場合は、最新の登録更新講習（Webによる講習及び自主学習）の修了、CPD単位を所定数取得する必要があります。

上記詳細は、RCCM資格制度事務局のホームページ「RCCM資格ホームページ」を参照してください。

シビルコンサルティングマネージャ資格制度概要



一般社団法人 建設コンサルタンツ協会主催「第14回建コンフォト大賞」
特別賞作品 「虹の架け橋」 撮影：原 裕延

シビル コンサルティング マネージャ
(RCCM)

資格制度概要

令和7年4月発行

一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 RCCM資格制度事務局

〒102-0075 東京都千代田区三番町1番地（KY三番町ビル）

TEL.03(3221)8855 / E-mail:rccm@jcca-si.jp

